平成２２年（フ）第２２６９号
横浜市神奈川区新子安１丁目25番23号　第三森ハイツ102号
債務者　山口　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３６４号
横浜市港北区樽町４丁目７番36号　タルグリーンハウス２階２号室
債務者　松田　俊義（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２号
石川県小松市平面町イ89番　ル・ソレイユ・ブリール203号室、住民票上の住所石川県小松市安宅新町甲18番地47
債務者　森　　郁美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１２０号
岡山県美作市福本330番地
債務者　下山　雄大
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午前11時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第６００号
川崎市川崎区日ノ出２丁目15番４―103号　パレス日ノ出Ⅱ
債務者　村田　俊夫
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６０１号
川崎市川崎区日ノ出２丁目15番４―103号　パレス日ノ出Ⅱ
債務者　村田　淑子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４８号
愛知県岡崎市明大寺町字池下80番地３
債務者　柴田　金夫
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５９９号
愛知県岡崎市戸崎町字牛転20番地　第２南陽荘ロ号、旧住所愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字東野岸50番地１
債務者　新岡ユウコ
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後２時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
岡山市南区豊成１番地７　福電ビル501号
債務者　加藤敬子こと　朴　　敬花
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２２号
岡山市南区新保100番地６　アルファステイツ青江607
債務者　岸田　琢磨
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４６号
岡山市中区長岡537番地２　クレールシャトー吉田A102
債務者　畑邉　大輔
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６０号
岡山市北区西古松322番地115　サンハイツＹ302号
債務者　吉田　龍雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７４号
岡山県玉野市奥玉１丁目12番24号
債務者　木村智江子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８１号
岡山市北区富町１丁目15番10号
債務者　中田　　唯
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９４号
岡山市中区長岡　県住527号
債務者　青木勢津子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部